

企業の経営者、経営担当者、及び管理職等の方対象

労務管理研修のご案内

・・・労務トラブルQ & A・・・

令和3年6月22日（火） 13:30～16:30

2019年4月1日から働き方改革関連法が施行されました。残業時間の規制や年次有給休暇の強制付与など、各企業ではその対応に苦慮されていることと思います。

本研修では、施行から2年経ち、弊事務所に寄せられた働き方改革関連の質問やトラブル事例を元に、Q&A方式で回答し、企業が行うべき現場での対策について説明します。

とりわけ、年次有給休暇の取得方法や取得しなかった場合の取扱いに関する事例や、時間外労働の削減方法、基本給や諸手当等の見直しを行う場合の注意点や、ハラスメントが起こったときの企業の対応など、比較のご相談が多い事例について詳しく解説します。

◆プログラム◆

施行から2年 現場の働き方改革 労務トラブルQ & A

- 年次有給休暇を確実に取得させるには？
- 年次有給休暇を取得しない社員の取扱いは？
- 中小企業の年次有給休暇の取得事例



- 中小企業の時間外労働の削減方法
- 同一労働同一賃金を踏まえた基本給及び諸手当の見直しのポイント
- ハラスメントが起こった場合の対応方法
- 働き方改革関連法を巡る労働基準監督署の動き



◆安心のシステム◆

- ◆ 急用でお休みされる場合は、テキストや資料等をお送りします。
- ◆ 出席予定者の変更も可能です。1週間前までにご連絡ください。

費用
税別

一般 10,000円

Kの会会員様 9,000円



講師、お申し込み方法については裏面をご覧ください。

◆講師◆ 伏屋事務所コンサルティング部 特定社会保険労務士 加藤 大輝

◆受講者の感想◆

- ・同一労働同一賃金について詳しく説明してもらってよかった
- ・不足していた知識も理解できた
- ・パワーポイントの説明とテキストに沿っていてわかりやすかった
- ・講師の話し方が聞きやすかった
- ・次回もこのような研修があれば参加したい
- ・教材が使いやすく参加できてよかった



◆お申し込み

受講される方の氏名、生年月日等を下記に記入の上、実施日の1週間前までにFAX頂きますようお願い致します。

開催日1週間前までに詳しい案内を送付いたしますので、案内が届かない場合はお問い合わせください。

最少催行人数4名
お申し込みが4名に達しない場合は研修が中止となる可能性がございます。



◆お支払い

研修終了後に、請求書を送らせていただきますのでお振込みをお願いします。

◆お問い合わせ先

(株)中部人材育成センター／伏屋社会保険労務士事務所 コンサルティング部 担当 坂下
〒500-8285 岐阜市南鶉4-47
TEL : 058-272-3872 **FAX : 058-276-2027**
E-mail : advice@fuseya.co.jp

コロナウイルス感染防止対策を実施しています。ご協力をお願いします。
感染拡大状況によっては変更になる場合もございますのでご了承ください。



労務管理研修 6/22 労務トラブルQ&A 申込書

会社名

氏名	フリガナ	生年月日	性別	勤続	所属・役職

連絡先 担当者 部署・氏名

電話番号()